

令和2年度生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象とした農業への就労促進業務委託に関する質問及び回答

質問①

プレゼンテーションをオンライン会議システムで行う場合があるとのことだが、三重県単独で決定するのか。また、応募側の意思も反映されるのか。

プレゼンテーションの方法は、県が決定します。オンライン会議システムでのプレゼンテーションに変更した場合は、速やかに参加者に電子メールまたは FAX で通知します。

質問②

農業への就労促進に結び付く内容とあるが、これまでひきこもりの方を支援してきた経験から、就農に興味を持ち農業訓練として農業を行うものの、希望するような就職先がなく違う職種に希望変更する方も多く、また、職業的な経験が圧倒的に少ないために、農業訓練で自信はつけるもの自分自身の適性を農業から違う職種に変更する場合も多い。就農目的で訓練を行ったとしても、現状の求人状況に関する嘘はつけない（農業で働く先がたくさんあると言えない）ので、実際に農業に就職できないことも多いと思われる。農業に就職したという結果が出なくても問題は無いのか。

お見込みのとおりです。本業務委託期間内の、農業への就職の成否は問いません。

質問③

『「農業ジョブトレーナー養成講座」修了者とする)の指導を必要に応じて受けるものとする。』とあるが、農業ジョブトレーナーの活用は必須か。また、活用すれば、どのようなことが期待できるのか。(椎茸栽培に詳しい方がいる等)

必須ではありませんが、就労体験の実施にあたっては、効果的な取組となるよう、安全を考慮し、農作業や就労支援に関する知識や相応の能力を有する者の指導を受けながら行ってください。農業ジョブトレーナーについては、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会 HP (<http://www.mieshuno.net/>) をご覧ください。

質問④

訓練先がこの事業の受託団体と同一でも構わないのか。構わないのであれば、就労体験先への報償費は収入ができるのか。また、受け取った場合、領収書等が発行できないが、報告の際どうすればいいのか。

就労体験先と受託団体が同一でも構いませんが、受託団体に対して、就労体験先への報償費として支出することはできません。なお、受託団体の経費として就労体験の実施に要する人件費や物品購入費などは対象となります。

質問⑤

対象地域が広いが、全ての地域で、見学会や体験を実施できなくていいという理解でいいか。例えば、伊勢地域の見学先や体験のみ実施し、津で実施できないということでもいいのか。

現地見学会や就労体験の実施場所については、お見込みのとおりです。

質問⑥

就労体験の実施において、傷害保険及び賠償保険等をつけることは必須ではないのか。就労体験が雇用ではないため、労災など適応されない。受け入れる企業側も体験者側も不安なので、必要ではないかと考えるが、如何に。

必須とはしていませんが、傷害保険等の加入費用は、本業務委託の対象経費となります。

質問⑦

「委託費の実績書(明細が示されたもの)」とあるが、委託費の実績書で人件費等はどのような明細が必要なのか。必要ないのか。また、物品購入等については、領収書や振り込みが分かるような資料があればいいのか。

委託費の実績書は、様式3の費用内訳書を参考に作成してください。勤務記録簿等の明細は不要です。また、物品購入等の領収書や振り込みに関する資料の提出は不要です。